

事務中級 第9分野 保健医療機関	
解説	保健医療機関の指定
	保健医療機関は、厚生労働大臣に所定の申請書を提出し、保健医療機関の指定を受けることになっています。厚生労働大臣は、この指定を拒む場合には、必ず地方社会保険医療審議会にこれを諮ることになっています(諮問)。申請が受理されると、開設者宛に指定通知書が送付され、同時に都道府県広報に公示されます。公示を請けて初めて保健医療が出来ることになります。
	指定の効力
	保健医療機関は、指定を受けた日から起算して6年でその効力を失います。
	保健医療機関尾の再指定
	保健医療機関は指定を受けてから6年で指定の効力を失いますので、再指定の申請を行う必要があります。
	保険医の登録
医師、歯科医師または薬剤師が保険医または保険薬剤師の登録を受けようとするときは、「保険医登録申請書」により厚生労働大臣に申請しなければなりません。登録の申請先は、地方社会保険事務所です。	
例題1	保健医療機関は指定を受ける必要があるか。
解答	厚生労働大臣の指定を受ける必要がある。
例題2	保健医療機関尾時効はあるか。
解答	指定を受けた日から起算して6年
例題3	保険診療を行う医師は、何らかの指定を受ける必要があるか
解答	保険医として登録する必要がある